

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクス
代表取締役会長兼社長 倉 重 英 樹

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る平成28年6月27日（月曜日）午後6時00分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
 2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー28階 「エメラルド28」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社定款第17条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sigmaxyz.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部であります。

事業報告 会社の現況

- 1. 株式に関する事項
- 2. 新株予約権に関する事項
- 3. 役員 の 状 況
 - (1) 取締役及び監査役の氏名等
 - ・ 重要な兼職の状況
 - ・ 監査役等の財務及び会計に関する相当程度の知見
 - (2) 社外役員に関する事項
 - (3) 責任限定契約の内容の概要
- 4. 会計監査人に関する事項
- 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類 連結注記表

計算書類 個別注記表

- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（アドレス <http://www.sigmaxyz.com/>）において掲載いたしますので、ご了承ください。

事業報告

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済対策や日本銀行の金融緩和政策を背景に、緩やかな回復基調が続いています。しかしながら、米国金融政策の動向や中国経済の減速、不安定な欧州情勢など世界経済の下振れ懸念は残っており、景気の先行きは依然として不透明な状況です。日本企業は、グローバル化、戦略実現のスピードアップ、イノベーション創発、企業間連携の促進、また、それらを実現するためのテクノロジーの活用といったテーマに直面し、激しく変化する市場環境における経営のあり方そのものを見直しを迫られています。当社はこのような事業環境の中で、顧客企業の競争力向上に貢献すべく、当連結会計年度において以下の取り組みを行いました。

1) 22のスキルチーム編成によるデジタルスキル強化

加速度的に進化を続けるテクノロジーの動向をにらんで、クラウドサービスやモバイル、人工知能（AI）やロボティクスを含む、最新デジタルテクノロジーのビジネスへの活用を推進するスキルと、企業のイノベーション力向上を推進するスキルの強化を念頭に、組織を5つのサービスライン、22のスキルチームに再編いたしました。従来からの当社の強みである事業戦略立案、プロジェクトマネジメント、システム構築・運用といったスキルをさらに拡充しながら、価値創造のレベルとスピードの一層の向上を目指しました。

2) CxOコンタクトの強化

顧客企業とのリレーションを深掘し、当社の提案力及び提供価値を高めていくことを目指して、営業体制を再編いたしました。マネージングディレクターを中心に「顧客担当チーム」を編成し、定期的な営業会議を開催して、戦略的な提案及びリレーション構築活動に取り組みました。

3) オファリングの開発

企業の経営課題をスピーディに解決すべく、主要な経営テーマに対応したオファリングの開発・提供にも引き続き取り組んでまいりました。当連結会計年度において開発された主なオファリングは以下のとおりです。

①サイバーセキュリティ対策

コンサルティング・サービスの成長領域に位置付けているサイバーセキュリティ対策に関しましては、グローバルセキュリティエキスパート株式会社（関連会社）との協業を強化・推進し、「CSIRT（注1）構築支援」「情報セキュリティ脆弱性診断」をはじめとする各種オフリングにおいて、大手金融機関の顧客を中心に、受注を重ねてまいりました。また、「ネット詐欺対策ソリューション専門の開発・提供ベンダー」としてグローバルでトップクラスの評価を有する、「マイージー・ソリューションズ」との包括的提携契約を8月に締結し、両社協働で金融機関向けのサービス提供を開始し、すでに複数のプロジェクトを開始しております。

②人工知能を活用したITサービスマネジメント

企業のITサービスマネジメント（IT運用管理）の領域においては、「自立学習型のIT運用管理自動化ソリューション」を提供する「米IPsoft」との協業を11月に開始し、同ソリューションを活用したコンサルティング・サービスの提供を開始しました。人工知能（エキスパートシステム）を活用した自動化により、IT運用管理の品質と効率の向上を進め、テクノロジーの進化に対応したITシステム運用体制を実現します。

③IBM Watsonを活用した企業向けソリューション

ソフトバンク社の「IBM Watson（以下Watson）エコシステムプログラム」におきましては、Watson導入コンサルティング、及びWatson接続アプリケーションの開発技術支援を行う「テクノロジーパートナー」として、人工知能を活用した企業向けソリューション開発に取り組んでおります。

4)リアルビジネスの拡大

リアルビジネス（注2）においては、当連結会計年度、下記2件のジョイント・ベンチャーが事業を開始いたしました。

①株式会社MCデータプラス（出資比率10% 平成27年7月より事業開始）

株式会社MCデータプラスは、三菱商事の建設ASP事業を分割・承継して設立されました。同社は3.2万社のユーザーを有し、1万箇所以上の建設現場で日々の労務・安全管理を支援するクラウドサービスを展開し、事業の拡大を続けております。当社は、同社が保有する建設事業者20万社以上、100万人を超える作業員データを活用した新サービスの開発に取り組んでおります。

②株式会社ローソンデジタルイノベーション（出資比率34% 平成28年2月より事業開始）

株式会社ローソンデジタルイノベーション（以下LDI）は、株式会社ローソン（以下ローソン）と当社の共同出資で設立されたローソンのIT戦略子会社で、ローソン事業のデジタル化、次世代システムの構築・運用を担います。当社はプロジェクトマネジメントのノウハウやデジタルテクノロジーへの知見の提供、そしてデジタル化に伴う変革支援を通じて、LDIの事業推進に取り組んでおります。

以上の当連結会計年度の取り組みに加え、コンサルティング・サービスに関しましては、プログラム・マネジメント・オフィス（PMO）をはじめとする新規案件の成約を順調に重ねており、進行中のプロジェクトも滞りなく進捗しております。また、ビッグデータやSNS、モバイルなどに代表されるデジタルテクノロジーの活用を視野にいたした事業戦略立案、業務のデジタル化、さらには新規事業開発、イノベーション創発といったテーマのプロジェクトも増えてきております。これらのプロジェクトによる稼働率の向上及び複数の成功報酬型案件を成約したことが、収益面の改善に貢献し業績は順調に推移してまいりました。

子会社につきましては、M&Aアドバイザーサービスを提供する株式会社SXAの事業も順調に推移しており、当社の収益に対して貢献してまいりました。前連結会計年度に設立したシンガポール現地法人（SIGMAXYZ SINGAPORE Pte. Ltd.）につきましては、グローバル化の進行に伴い、日本企業の意思決定機能が海外拠点から国内本社へ集約されていることに対応し、平成28年3月に事業を終了いたしました。今後の日本企業のグローバル支援につきましては、案件単位でプロジェクトを組成して対応する方針といたします。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高9,507百万円（前連結会計年度比16.6%増）、営業利益573百万円（同732百万円増）、経常利益590百万円（同723百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益340百万円（同661百万円増）となりました。

（注1）CSIRT：コンピュータセキュリティインシデント対応チーム

（注2）リアルビジネス：顧客企業やビジネスパートナーと連携し、付加価値の高いサービスを提供できる分野に対して提携あるいは投資を行い、事業として運営すること。ジョイント・ベンチャーの設立、ジョイントビジネスの推進、インキュベーション等を想定。

2. 資金調達の様況

当連結会計年度において、重要な資金調達は行っておりません。

3. 重要な企業再編等の様況

当社は、平成28年1月15日付で株式会社ローソンと共同出資で株式会社ローソンデジタルイノベーションを設立しました。なお、当社の出資比率は34%であります。

4. 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、コンサルティング・サービスの強化・拡大と同時に、コンサルティング・サービスの提供を通じて蓄積した能力を活用し、リアルビジネスへ進出することで、より大きな成長を目指します。そして、人材の交流及びノウハウの共有を通じて、それぞれの事業価値をより一層高めてまいります。

①コンサルティング・サービスの強化・拡大

顧客企業の事業戦略の立案・策定、ビジネスモデルの設計、ビジネスプロセスや組織、ITシステムといった事業運営基盤の設計・開発・導入・運営及びプロジェクトマネジメントなど、企業活動全般の各領域における深い知見を有するプロフェッショナルを擁し、幅広い業界にわたる企業の経営課題解決と企業価値最大化を支援するコンサルティング・サービスを中心として事業を拡大してまいります。また、海外展開に向けて、拠点の整備等も行っておりまいます。

②リアルビジネスへの進出

顧客企業やビジネスパートナーと連携し、付加価値の高いサービスを提供できる分野に対して、クラウドサービスの提供や、ジョイントベンチャーの設立、インキュベーション等を行っておりまいます。

上記を実現するため、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

①戦略スキルとデジタルスキルの融合

デジタルテクノロジーが企業戦略そのものに大きな影響力を持ち始めています。戦略立案とデジタル活用を一体化してビジネスモデルを設計し、それを実装できる能力を、さらに高めてまいります。

②ソフトウェアを活用したサービス提供

従来コンサルタントが提供していた調査・分析などのサービスを、人工知能を含む各種ソフトウェアの活用を通じて効率化し、より付加価値の高いサービスにコンサルタントの時間を集中する態勢を整えます。

③アライアンスの強化

多様化する企業の経営課題の解決をめざすため、またリアルビジネスの戦略的拡大を図るために、アライアンスの強化を推進します。

④上記のアクションの徹底と「安定的な収益確保」の両立

当社の能力を進化させるためのアクションを推進しながらも安定的な収益を着実に確保していくことが、市場の期待である持続的成長であると認識し、その両立に取り組んでまいります。

5. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第5期	第6期	第7期	第8期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	—	—	8,155	9,507
営業利益(百万円)	—	—	—	573
営業損失(百万円)	—	—	158	—
経常利益(百万円)	—	—	—	590
経常損失(百万円)	—	—	133	—
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	—	—	—	340
親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)	—	—	321	—
1株当たり利益(円)	—	—	—	17.23
1株当たり純損失(円)	—	—	16.19	—
総資産(百万円)	—	—	4,964	4,903
純資産(百万円)	—	—	3,830	3,830

(注) 1. 第7期より連結計算書類を作成しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に、「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純損失」として表記しております。

3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第5期	第6期	第7期	第8期 (当事業年度)
売上高(百万円)	10,246	9,680	8,044	9,249
営業利益(百万円)	702	828	—	559
営業損失(百万円)	—	—	165	—
経常利益(百万円)	703	818	—	605
経常損失(百万円)	—	—	137	—
当期純利益(百万円)	1,152	723	—	262
当期純損失(百万円)	—	—	311	—
1株当たり利益(円)	64.04	39.25	—	13.31
1株当たり純損失(円)	—	—	15.68	—
総資産(百万円)	4,087	5,863	4,951	4,769
純資産(百万円)	2,128	4,097	3,839	3,759

- (注) 1. 平成25年8月16日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年4月1日付で普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

6. 主な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、企業価値創造を支援するコンサルティング・サービスを提供しております。ビジネス／IT両面に深いノウハウ／経験を持つ経営課題解決のシエルパとして、お客様の経営課題を解決するために、戦略から企画・開発・導入に至るサービスを最適な組み合わせで提供いたします。

7. 事業所（平成28年3月31日現在）

本店：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

8. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

企業集団の従業員数

従業員数： 345名（前期比19名減）

平均年齢： 37.1歳

平均勤続年数： 3.9年

（注）従業員数は就業人員であります。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
㈱SXA	1,500千円	100.0%	コンサルティング業
SIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD.	350千シンガポールドル	100.0%	コンサルティング業

II. 会社の現況

役員状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	担当
倉重英樹	代表取締役会長兼社長	
富村隆一	取締役副社長	コーポレートスタッフ部門担当
清水照雄	取締役副社長	クライアントエグゼクティブグループ担当
田端信也	取締役	CFO兼財務部ディレクター
占部利充	取締役	
成田恒一	取締役	
菊池武志	取締役	
平野尚也	取締役	
角南文夫	常勤監査役	
畑伸郎	監査役	
大久保丈二	監査役	

- (注) 1. 取締役占部利充氏、菊池武志氏及び平野尚也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役角南文夫氏及び大久保丈二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役大久保丈二氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	234,567千円 (14,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28,800千円 (24,000千円)
合計 (うち社外役員)	12名 (6名)	263,367千円 (38,400千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。

◎ 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,172,880	流 動 負 債	986,568
現金及び預金	1,457,609	買掛金	353,158
売掛金	1,135,174	未払金	484,048
有価証券	300,000	その他	149,360
繰延税金資産	144,587	固 定 負 債	86,332
その他	135,509	リース債務	20,413
固 定 資 産	1,730,555	株式給付引当金	65,919
有形固定資産	225,417	負 債 合 計	1,072,901
建物	165,667	(純資産の部)	
その他	59,750	株 主 資 本	3,826,972
無形固定資産	497,570	資本金	2,447,611
ソフトウェア	472,206	資本剰余金	697,611
ソフトウェア仮勘定	18,735	利益剰余金	881,604
その他	6,628	自己株式	△199,855
投資その他の資産	1,007,566	その他の包括利益累計額	3,563
投資有価証券	770,420	為替換算調整勘定	3,563
その他	237,146	純 資 産 合 計	3,830,535
資 産 合 計	4,903,436	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,903,436

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,507,260
売上原価		6,412,252
売上総利益		3,095,007
販売費及び一般管理費		2,521,049
営業利益		573,957
営業外収益		
受取利息	1,081	
持分法による投資利益	15,315	
雑収入	7,208	23,605
営業外費用		
支払利息	936	
為替差損	5,817	
その他	91	6,845
経常利益		590,716
特別利益		
保険解約返戻金	68,695	68,695
特別損失		
固定資産除却損	85,056	85,056
税金等調整前当期純利益		574,355
法人税、住民税及び事業税	57,666	
法人税等調整額	176,435	234,102
当期純利益		340,252
親会社株主に帰属する当期純利益		340,252

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,399,559	649,559	780,732	—	3,829,850
当期変動額					
新株の発行	48,052	48,052			96,104
剰余金の配当			△239,380		△239,380
親会社株主に 帰属する 当期純利益			340,252		340,252
自己株式の取得				△199,855	△199,855
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）					
当期変動額合計	48,052	48,052	100,872	△199,855	△2,878
当期末残高	2,447,611	697,611	881,604	△199,855	3,826,972

	その他の包括利益 累計額		純資産 合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	836	836	3,830,687
当期変動額			
新株の発行			96,104
剰余金の配当			△239,380
親会社株主に 帰属する 当期純利益			340,252
自己株式の取得			△199,855
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	2,726	2,726	2,726
当期変動額合計	2,726	2,726	△152
当期末残高	3,563	3,563	3,830,535

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,106,738	流動負債	923,726
現金及び預金	1,382,975	買掛金	355,066
売掛金	1,131,684	リース債務	5,291
有価証券	300,000	未払金	428,925
前払費用	75,922	未払法人税等	60,398
繰延税金資産	138,950	預り金	71,145
その他	152,102	その他	2,900
貸倒引当金	△74,897	固定負債	86,332
固定資産	1,662,889	リース債務	20,413
有形固定資産	199,129	株式給付引当金	65,919
建物	155,798	負債合計	1,010,059
工具器具備品	20,720		
リース資産	22,609	(純資産の部)	
無形固定資産	493,446	株主資本	3,759,568
ソフトウェア	472,206	資本金	2,447,611
ソフトウェア仮勘定	18,735	資本剰余金	697,611
その他	2,503	資本準備金	697,611
投資その他の資産	970,314	利益剰余金	814,200
投資有価証券	446,870	その他利益剰余金	814,200
関係会社株式	293,019	繰越利益剰余金	814,200
繰延税金資産	12,500	自己株式	△199,855
その他	217,923	純資産合計	3,759,568
資産合計	4,769,628	負債・純資産合計	4,769,628

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,249,274
売 上 原 価		6,264,570
売 上 総 利 益		2,984,703
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,425,304
営 業 利 益		559,399
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,328	
業 務 受 託 料	43,600	
雑 収 入	7,197	53,127
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	936	
為 替 差 損	5,626	
そ の 他	91	6,654
経 常 利 益		605,872
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	68,695	68,695
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	85,056	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	28,696	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	74,897	188,650
税 引 前 当 期 純 利 益		485,917
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41,688	
法 人 税 等 調 整 額	181,391	223,080
当 期 純 利 益		262,836

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,399,559	649,559	649,559	790,744	790,744
当期変動額					
新株の発行	48,052	48,052	48,052		
剰余金の配当				△239,380	△239,380
当期純利益				262,836	262,836
自己株式の取得					
当期変動額合計	48,052	48,052	48,052	23,456	23,456
当期末残高	2,447,611	697,611	697,611	814,200	814,200

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	—	3,839,862	3,839,862
当期変動額			
新株の発行		96,104	96,104
剰余金の配当		△239,380	△239,380
当期純利益		262,836	262,836
自己株式の取得	△199,855	△199,855	△199,855
当期変動額合計	△199,855	△80,294	△80,294
当期末残高	△199,855	3,759,568	3,759,568

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月2日

株式会社シグマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高 原 透 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シグマックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シグマックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月2日

株式会社シグマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高 原 透 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シグマックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、第8期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針と監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針と監査計画に従い、取締役、内部統制部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月6日

株式会社シグマクス 監査役会

常勤監査役 角 南 文 夫 ㊟

監 査 役 畑 伸 郎 ㊟

監 査 役 大久保 丈 二 ㊟

(注) 監査役角南文夫及び大久保丈二は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業展開を鑑み、事業目的に投資事業を追加するための変更を行うものであります。(変更案第2条)
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。コーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員設置会社へと移行いたしたく、関連する定款の一部を変更するものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、今回の定款変更は本総会の終結の時に効力が発生するものとします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の業務を営むことをその目的とする。</p> <p>(1) 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&Aに関する支援</p> <p>(2) 前号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の業務を営むことをその目的とする。</p> <p>(1) 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&Aに関する支援</p> <p>(2) <u>有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u></p> <p>(3) <u>前二号</u>に付帯関連する一切の業務</p>
<p>第4条(機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第4条(機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条(取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、9名以内とする。</p>	<p>第18条(取締役の員数)</p> <p>1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>第19条(取締役の選任)</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (省略)</p>	<p>第19条(取締役の選任)</p> <p>1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>
<p>第20条(取締役の任期)</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2. (新設)</p> <p>3. (新設)</p>	<p>第20条(取締役の任期)</p> <p>1. 取締役の任期(監査等委員である取締役を除く。)は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第21条(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、取締役の中から2名以内の代表取締役を選定する。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第21条(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から2名以内の代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条(取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 前項に関わらず<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。</p>	<p>第23条(取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u>に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 前項に関わらず<u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。</p>
(新設)	<p>第25条(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。</u></p>
<p>第25条(取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、<u>監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第26条(取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
第26条(省略)	第27条(現行どおり)
<p>第27条(取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条(取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第28条～第29条(省略)	第29条～第30条(現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 (新設)	第5章 監査等委員会 第31条(監査等委員会の招集通知) 1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。
(新設)	第32条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による
第30条(監査役の員数) 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
第31条(監査役の選任) 1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	(削除)
第32条(監査役の任期) 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第33条(常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条(監査役会の招集通知)</u> 1. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条(監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条(監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条(監査役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第38条(監査役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第7章 計算 第39条～第42条 (省略)</p>	<p>第6章 計算 第33条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第7章 付則 <u>第37条(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. <u>当社は、第8期定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u> 2. <u>当社は、第8期定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員(8名)は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の体制強化のため、取締役(監査等委員である取締役を除く)9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	くら しげ ひで き 倉 重 英 樹 (昭和17年9月11日)	昭和41年4月 日本IBM株式会社入社 平成5年1月 同社取締役副社長 平成5年11月 プライスウォーターハウス コンサルタント株式会社代 表取締役会長 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティ ングサービス株式会社代表 取締役会長 平成16年2月 日本テレコム株式会社取締 役代表執行役社長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成18年10月 株式会社RHJIインダストリ アル・パートナーズ・アジ ア代表取締役社長 平成19年12月 株式会社RHJインターナシ ョナル・ジャパン代表取締 役会長 平成20年5月 当社代表取締役CEO 平成21年2月 三菱商事株式会社特別顧問 (現任) 平成22年4月 当社代表取締役会長 平成23年4月 株式会社アイ・ティ・フロ ンティア取締役会長 平成24年4月 同社代表取締役執行役員会 長 平成25年4月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) 平成25年9月 株式会社アイ・ティ・フロ ンティア取締役 株式会社アダストリアホー ルディングス(現 株式会社 アダストリア) 取締役(現 任)	199,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	とみ むら りゅう いち 富 村 隆 一 (昭和34年 2月17日)	<p>昭和58年10月 日本IBM株式会社入社 平成3年10月 株式会社リクルート入社 平成6年1月 プライスウォーターハウス コンサルタント株式会社常 務取締役</p> <p>平成14年10月 IBMビジネスコンサルティ ングサービス株式会社常務 取締役 IBM APストラテジー・マー ケティングVice President</p> <p>平成16年2月 日本テレコム株式会社代表 執行役員副社長</p> <p>平成18年6月 同社取締役副社長 平成18年10月 株式会社RHJIインダストリ アル・パートナーズ・アジ ア代表取締役副社長</p> <p>平成19年12月 株式会社RHJインターナシ ョナル・ジャパン代表取締 役員</p> <p>平成20年5月 当社取締役コーポレートス タッフ部門担当パートナー</p> <p>平成22年4月 当社取締役副社長（現任） 平成26年6月 株式会社新生銀行監査役 平成27年6月 株式会社新生銀行取締役 （現任）</p>	76,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	し みず てる お 清 水 照 雄 (昭和23年10月12日)	昭和46年4月 日本IBM株式会社入社 平成9年4月 同社取締役PC販売事業部長 平成10年1月 同社取締役流通システム事 業部長 平成13年1月 同社常務取締役サービ ス事業担 当 平成15年7月 同社常務執行役員サービ ス事 業担当兼IBMビジネス コ ンサル ティ ン グサ ー ビ ス株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 平成16年4月 日本IBM株式会社取締役専 務 執 行 役 員 サ ー ビ ス 事 業 担 当 兼 I B M ビ ジ ネ ス コ ン サ ル テ ィ ン グ サ ー ビ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 平成21年3月 当社マーケティングパート ナ ー 平成22年1月 当社副社長執行役員 平成25年9月 当社取締役副社長（現任）	101,600株
4	た ばた しん や 田 端 信 也 (昭和38年3月5日)	昭和60年4月 石川島播磨重工業株式会社 入 社 平成元年9月 日本IBM株式会社入社 平成16年2月 同社グローバルビジネスサ ー ビ ス 事 業 計 画 管 理 担 当 平成18年7月 同社グローバルビジネスサ ー ビ ス 事 業 計 画 管 理 担 当 兼 I B M ビ ジ ネ ス コ ン サ ル テ ィ ン グ サ ー ビ ス 株 式 会 社 執 行 役 員 C F O 平成18年10月 日本IBM株式会社グローバ ル ファ イ ナ ン シ ン グ 事 業 管 理 担 当 平成20年9月 当社CFO兼経営企画部ダイ レ ク タ ー 平成25年9月 当社取締役CFO（現任）	34,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	しば た けん いち 柴田 憲一 (昭和39年11月26日) 【新任】	昭和63年4月 日本国際通信株式会社入社 平成9年10月 日本テレコム株式会社社長室 平成12年8月 同社国際事業部 平成14年4月 同社社長補佐 平成16年4月 同社副社長補佐 平成17年4月 同社デジタルオフィス事業部企画部長 平成20年6月 当社法務部シニアマネージャー 平成23年7月 当社法務部ダイレクター 平成27年4月 当社法務部ディレクター(現任)	34,000株
6	うら べ とし みつ 占部 利充 (昭和29年10月2日)	昭和53年4月 三菱商事株式会社入社 平成14年11月 同社コーポレート担当役員補佐(事業投資担当) 平成18年4月 同社人事部長 平成21年4月 同社執行役員 中国副総代表兼香港三菱商會社長 平成23年4月 同社コーポレート担当役員補佐(人事担当) 平成25年4月 同社常務執行役員ビジネスサービス部門CEO(現任) 当社社外取締役(現任)	0株
7	なり た こう いち 成田 恒一 (昭和29年6月30日)	昭和52年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年9月 同社生活産業グループCEO オフィス室長 平成18年4月 同社食品本部長 平成20年4月 同社執行役員食品本部長 平成21年4月 同社執行役員生活産業グループCEOオフィス室長 平成22年4月 当社代表取締役社長 株式会社アイ・ティ・フロンティア代表取締役執行役員社長 当社取締役(現任) 平成26年7月 日本タタ・コンサルタンシー・サービスズ株式会社代表取締役副社長(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	きく ち たけ し 菊池武志 (昭和34年4月27日)	昭和58年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成11年7月 株式会社アイアイジェイテ クノロジー営業部部長 平成13年6月 同社取締役営業・企画統括 本部長代行 平成14年6月 同社常務取締役営業統括本 部長 平成15年6月 同社専務取締役営業統括本 部長 平成16年4月 同社取締役副社長営業統括 本部長 平成16年9月 株式会社アイアイジェイフ ィナンシャルシステムズ代 表取締役社長 平成17年10月 株式会社アイアイジェイテ クノロジー代表取締役社長 平成22年4月 株式会社インターネットイ ニシアティブ専務取締役 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	0株
9	まゆずみ ふみ ひこ 黛文彦 (昭和38年11月19日) 【新任】	昭和61年4月 株式会社インテック入社 平成15年4月 株式会社INTEC LG CNS取締 役CMO 平成18年10月 同社代表取締役社長 平成19年4月 株式会社インテックコンサル ティング事業部副事業部 長 平成20年4月 ITホールディングス株式会 社事業企画部兼国際部担当 部長 平成22年4月 同社事業企画部長 平成23年4月 株式会社インテックコンサル ティング事業部長 平成28年4月 同社執行役員産業ソリュー ション事業部長(現任)	0株

(注) 1. 占部利充氏、菊池武志氏及び黛文彦氏は社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

占部利充氏は、総合商社における同氏の豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくために選任をお願いするものであります。

菊池武志氏は、通信事業における同氏の豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくために選任をお願いするものであります。

黛文彦氏は、IT事業における同氏の豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を当社で活かしていただくために選任をお願いするものであります。

(2) 当社社外取締役の就任期間

占部利充氏は、平成25年4月から当社社外取締役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって3年3か月となります。

菊池武志氏は、平成27年6月から当社社外取締役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

3. 法令及び定款に基づき、占部利充氏は当社との間において、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏が再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。また、成田恒一氏、菊池武志氏及び黛文彦氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - ・本契約締結後、本役員が会社法第423条に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定められる最低責任限度額を限度とする。
4. 占部利充氏の過去5年間及び現在の三菱商事株式会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、三菱商事株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者であります。
5. 上記4.の他、各取締役候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	すなみふみお 角南文夫 (昭和24年5月10日)	昭和47年4月 三菱商事株式会社入社 昭和56年6月 同社主計部 昭和62年7月 同社社長室会事務局 平成元年12月 米国三菱商事 平成6年3月 三菱商事株式会社国際人材開発室 平成8年3月 同社ジャカルタ駐在事務所 平成11年3月 同社主計部長代行 平成11年12月 米国三菱商事上級副社長、 職能部門長 平成14年12月 株式会社アイ・ティ・フロンティア執行役員CFO兼管理担当役員 平成16年4月 同社取締役執行役員副社長 CFO兼管理担当役員 平成19年4月 同社代表取締役 平成24年4月 当社監査役 平成25年2月 当社常勤監査役（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	はた のぶ ろう 畑 伸 郎 (昭和31年6月4日)	昭和54年4月 三菱商事株式会社入社 平成21年4月 同社ITサービス事業開発管 掌役員補佐 平成22年4月 同社連結経営基盤整備担当 補佐 平成22年11月 同社ビジネスサービス部門 CEOオフィス室長兼 同部門 コンプライアンス・オフィ サー、 同部門CIO 平成24年2月 当社社外取締役 平成25年6月 当社監査役 (現任)	0株
3	おおくぼ じょう じ 大久保 丈 二 (昭和22年1月27日)	昭和45年2月 プライスウォーターハウス 公認会計士事務所入所 平成元年7月 プライスウォーターハウス インターナショナル パー トナー 平成元年7月 青山監査法人代表社員 平成4年7月 プライスウォーターハウス コンサルタンツ株式会社 常務取締役 平成7年7月 同社常務取締役CFO 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティ ングサービス株式会社常務 取締役 平成15年2月 公認会計士事務所開業 平成25年6月 当社監査役 (現任)	0株

- (注) 1. 角南文夫氏、畑伸郎氏及び大久保丈二氏は社外取締役候補者であります。当社は久保丈二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員 (以下「独立役員」といいます。) として届け出ており、同氏が選任された場合は、引き続き独立役員とする予定です。また、角南文夫氏が選任された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。
2. 社外取締役候補者に関する事項
社外取締役候補者の選任理由について
角南文夫氏及び畑伸郎氏は、財務及び会計部門並びに会社経営における長年の経験があり、財務及び会計並びに経営に関する相当程度の知見を当社で活かしていただくために選任をお願いするものであります。
大久保丈二氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計並びに会社経営に関する相当程度の知見を当社で活かしていただくために選任をお願いするものであります。
3. 角南文夫氏、畑伸郎氏及び大久保丈二氏が選任された場合には、次のとおり責任限定契約を締結する予定であります。
・本契約締結後、本役員が会社法第423条に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員会社に
対する責任は、会社法第425条第1項で定められる最低責任限度額を限度とする。
4. 各取締役候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定にもとづき、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

当該補欠の監査等委員である取締役の任期については、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あみ たに みつ ひろ 網谷 充弘 (昭和31年6月2日)	昭和60年4月 弁護士登録 外立法律事務所入所 平成元年11月 脇田法律事務所入所 平成2年3月 島田・瀬野・網谷法律事務所(現一橋綜合法律事務所) 弁護士(現任) 平成18年6月 スタンレー電気株式会社 外監査役(現任) 平成25年5月 株式会社ハブ社外監査役 (現任)	0株

(注)補欠の監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年9月10日開催の臨時株主総会において年額3億円以内にご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、同額の年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額2千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役は3名）ですが、第1号議案及び第2号議案が承認可決されますと、取締役は9名（うち、社外取締役は3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役は3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、第5号議案で提案させていただき報酬限度額とは別枠で、新たに取締役（業務執行取締役に限ります。以下も同様です。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、本制度における報酬の額・内容等は下記2.のとおりであり、その詳細につきましては、下記2.の範囲内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本制度は、経営人財確保のための報酬体系を整備するものであります。また、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大を目的に、取締役に対する既存の金銭報酬の一部も株式報酬に変更し、新たな業績連動型株式報酬として導入いたします。具体的には、第5号議案で提案させていただき報酬限度額（年額3億円）とは別枠で、業績連動型株式報酬を、平成28年3月末日で終了した事業年度及び平成29年3月末日で終了する事業年度の2事業年度（以下「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当該当初対象期間経過後に開始する下記2.(2)により延長される期間を、以下「対象期間」といいます。）に対する報酬として、当社の取締役に對して支給するものです。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役除く）9名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会最終の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。その他、本制度の仕組みの概要につきましては、下記【ご参考】をご参照ください。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は平成28年8月（予定）から平成29年8月（予定）までの1年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金3億円を上限とする金員を当初対象期間に対する取締役の報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金員は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により本制度を継続することがあります。この場合、当社は、信託期間を延長する（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）とともに、本制度により取締役を交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、金1億5千万円に延長した信託期間の年数を乗じた額を上限とする金員を本信託に追加拠出します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与された株式交付ポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）がある場合には、追加拠出の上限額は、信託期間（年数）に応じて、金1億5千万円に延長した信託期間の年数を乗じた金額から、かかる残存株式等の金額を控除した額（なお、当社株式については延長する前の信託期間の末日における帳簿価額で評価します。）とします。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(3)①のポイント付与及び下記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役が給付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定める日に、前事業年度の業績達成度等に応じて算定されるポイントが付与されます。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり300,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

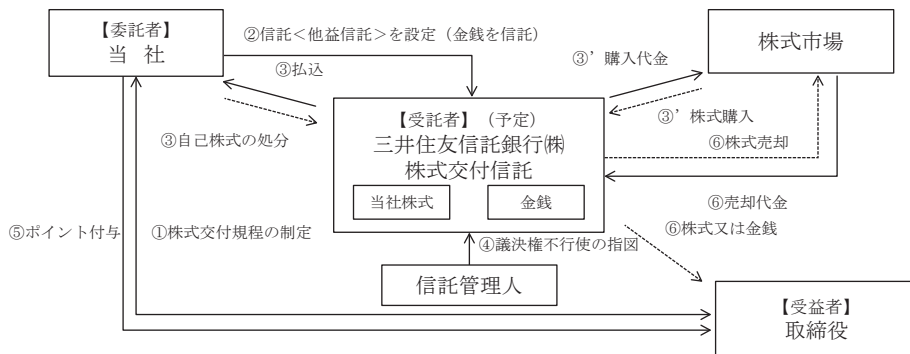
各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】

<本制度の仕組みの概要>



(注) …線は株式の異動

- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（但し、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、株式市場から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

以 上

